

飲用井戸等衛生対策要領について



水道法において、規制の対象外となる上水でも、厚生労働省の要領や各都道府県の条例等で規制を受ける水道等があります。中でも、小規模水道や飲用井戸は「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和62年1月29日衛水第12号〔一部改正 平成26年3月31日健発第0331〕）が通知されています。上記対策は原則として、水道法に基づく簡易専用水道に係る権限と同様、都道府県、保健所を設置する市又は特別区が管下市町村の協力を得て実施する事とされています。

【小規模水道】

⇒水道事業用に用いる水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽（10 m³ 以下）を有する施設。（水道法で規定された水道事業用の水道、専用水道、簡易専用水道及び特定建築物の水道の適用を受けない水道）

【一般飲用井戸】

⇒個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等、居住者に飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含み、水道法で規定された水道事業用の水道、専用水道、簡易専用水道及び特定建築物の水道の適用を受けない水道）

【業務用飲用井戸】

⇒官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含み、水道法で規定された水道事業用の水道、専用水道、簡易専用水道及び特定建築物の水道の適用を受けない水道）

	小規模受水槽水道	一般・業務用飲用井戸
検査項目	水の色、臭い、味、色度、濁度、 残留塩素	11項目＋必要な項目* 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、 塩化物イオン、 有機物（全有機炭素（TOC）の量）、 pH値、味、臭気、色度、濁度
検査頻度	1回／年	1回／年

*：必要な項目とは、トリクロロエチレン等に代表される有機溶剤やその他周辺の水質検査から必要となる項目を指します。

飲用井戸の給水開始前には、消毒副生成物項目とカビ臭項目を除く全項目の水質検査が指導されています。

（消毒副生成物項目とカビ臭項目は、検出される可能性がある場合は、他項目と同様に検査が必要。）

その他、各種法令、各都道府県の条例で規制されている水道など、詳しくは、当社 **分析担当者 野上、貝森（フリーダイヤル0120-01-2590）** まで、お気軽にお問い合わせください。